

伊賀市議会研究研修報告書

伊賀市議会議長 近藤正利 様

報告者

議員名

近藤正利

研修会名

アキニティーフォーラム 27

日 時

2 月 10 日 13 時 00 分 ~ 2 月 11 日 13:00

場 所

びわ湖 大津 プリンスホテル

【研修の成果】

障がい福祉政策は、近年進展してきました。平成18年に、障害者自立支援法、精神保健福祉法、そして国連総会で障害者権利条約が採択され、障害者権利条約へ署名。その年の障害者雇用促進法が成立しました。平成23年障害者虐待防止法が成立、そして障害者基本法改正法が成立。平成24年、障害者差別解消法が成立しました。

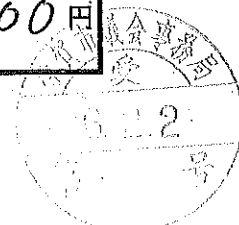
この「アキニティーフォーラム」が、大きな役割も果たしています。全国から集った障害福祉に関わる人たちが、法律を作る国会議員が意見交換を行い、政策立案もし、法律の成立まで結果を出しています。これから、この場から現場で必要政策が生まれます。

費用

旅費 15,600 円

研修参加費 17,500 円

合計 33,100 円



No.

出張 月日	出発地 (出発箇所)	交通 用具	到着地 (到着箇所)	鉄道賃・船賃・航空賃・車賃			小 計	日当	宿泊料	夕食代	朝食代	
				路程	運 賃	急行料金						
2月10日	自宅		びわ湖大津プリンス ホテル	km	円	円	円	円	円	円	円	
2月11日	びわ湖大津プリンス ホテル		自宅					1,500	10,000	1,700		
計							円	円	円	円	円	
								3,000	10,000	1,700	900	
							合計	15,600円				

※交通費は計上しない。

電帳がご利用になります。ご利用明細は下記の通りでございます。
ご不明な点がございましたら、お電話にてお問い合わせください。

取引金融機関、店	取引金融機関、店	振替	通番
67580002	6758009	70	0049
取扱日		口座番号	
05-11-23		[REDACTED]	
お振込み			
お取引内容	お取引金額	¥17,500	
手数料	¥40	お取引後残高	
お振り	*****	[REDACTED]	
時刻	15:07	[REDACTED]	
お支払可能残高			

埼玉りそな銀行
東松山支店
普通
アメニティーフォーラムシビックインカイ様

チカモリ マサトシ様

印*振込*振込*振込*
印*振込*振込*振込*
印*振込*振込*振込*
印*振込*振込*振込*

0595-23-8567

JAバンク

御請求明細書(B)

ホテルテトラ大津、京都

T 520-0054

滋賀県大津市逢坂1-1-1

電話番号:077-527-6711

御芳名 NAME

近森 正利 様

登録番号 T1160002013743

客室番号(ROOM No.)	人数(PERSONS)	泊数(NTS)	伝票番号(No.)	発行日付(DATE)
705	大人 1 小人 0	1	44112	2024年2月10日

日付 DATE	科目名称 DESCRIPTION	数量 QTY	単価 PRICE	金額 AMOUNT	入金 PAYMENT
2月10日	宿泊WEB(大人)	1	10,000	10,000	10,000
	現金前受金			(909)	
	(内消費税10% 対象額10,000)				
合計(TOTAL)				10,000	10,000

御請求額 TOTAL-BALANCE	¥0
-----------------------	----

領収書(RECEIPT) HOTEL TETORA No. 44112

ホテルテトラ大津、京都

T 520-0054

滋賀県大津市逢坂1-1-1

電話番号:077-527-6711

御芳名 NAME

近森 正利 様

領収額

¥10,000-

但し、現金払い

上記金額正に領収いたしました。

この領収書はご利用に限りありません。

登録番号 T1160002013743

ホテルテトラ大津、京都

T 520-0054

滋賀県大津市逢坂1-1-1

電話番号:077-527-6711

領収額

¥10,000-

但し、現金払い

上記金額正に領収いたしました。

この領収書はご利用に限りありません。

領 収 書

伊賀市議会 御中

近 森 正 利 様

No. 65109-0015
初回発行日 2023/12/01

合計金額 17,500 円

但し、アメニティーフォーラム27参加費
上記の金額 正に領収いたしました。

税率別内訳

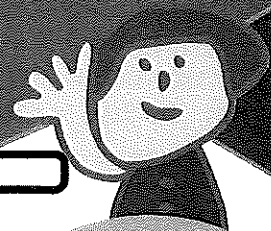
税率	消費税	税込金額
10%	1,590	17,500

アメニティーフォーラム実行委員会
355-0008
埼玉県東松山市大谷590
(社福) 昇(すばる)内



最新版

• アメニティー
フォーラム 27



2024年2月

9日 金 - 11日 日

重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業

現状・課題

1. 重度に对应可能なグループホーム (GH) のニーズ

- 最重点施策である入所施設からの地域移行を進めるためには、施設入所者の約9割を占める重度知的障がい者の受け皿となるGHが必須。
- 重度の知的障がい者の場合、感覚過敏、突発的行動などを伴うことがあり、支援方法が適切でない場合、自傷・他傷・破壊行為にもつながることがある。これらの行動障がいにも対応した専門的な支援にかかわる人材養成は、市町村単位では困難。
- 地域で生活する重度の知的障がい者の多くが、親と同居。高齢になっても主たる介護者となっている家族も多く、「親亡き後」または「親亡き後を見据えた」住まいの場づくりは喫緊の課題（〔参考〕40歳以上の重度知的障がい者（政令市を除く）；約7,800人）。

➤ 現在、府内の入所施設は常時満床状態で、かつ入所待機者も多く、在宅の重度知的障がい者の受け皿としてGHの活用が急務。

2. 府内の障がい者向けGHの状況

- 年々、GHの事業所数・利用者数ともに増加しているが、報酬上、非正規職員を多数雇用せざるを得ない状況で、GHごとに支援スキルは千差万別。
- 重度知的障がい者の支援ノウハウを有する事業所は少なく、近年、利用者の障がい支援区分は「頭打ち」（＝重度知的障がい者の受入れが困難な状況）。
- GHに対して助言等する仕組みがなく、支援方法に行き詰った場合も、各々の事業所内で問題解決せざるを得ない。

⇒ 重度知的障がい者に対応可能なGHを増やすとともに、地域のGHを下支えする機能が必要

事業の概要

- 1. 事業目的：重度知的障がい者に対応可能なGHを運営する法人等を養成し、重度知的障がい者の地域での生活を支える体制を整備する。
- 2. 事業期間：R3～R5（3年間）

- 1年目：知識と技術の獲得と実践・・・実際に支援に困っている1～2事例で、支援方法を学ぶ。
- 2年目：支援力の確立と定着・・・様々な事例で実践を繰り返し、適切な支援を定着させ、GHの運営ノウハウを獲得する。
- 3年目：教える力の獲得と実践・・・他法人に対してコンサルテーションできるスキルを培う。

3. 事業内容：先駆的に取り組む法人のノウハウを活用し、重度知的障がい者に対応可能な5法人（実施中2法人含む）を養成する。※委託により実施

- ◆ 公募により3法人を選定し、「実地研修」「事業所でのコンサルテーション研修」等により、障がい特性に応じた専門的な支援方法や環境設定、組織マネジメントなど、法人全体で適切な支援を行う上で必要となる知識や技術を体系的かつ体系的に習得。
- ◆ 実践報告会の実施により地域に5法人の取組みや支援力の周知を図り、地域の自立支援協議会等を通じてGHが支援方法に行き詰まった場合などの相談を受けることにより地域のGHを下支えする。

■施設入所者の状況（R2.4.1時点）

施設入所者数（政令市除く）		3,028	—			
区分5.6の入所者		2,695	89.0%			
行動障がいを持つ者		2,508	82.8%			
■ 府内のグループホームの状況						
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用数(人)	6,809	7,294	7,818	8,520	8,238	8,971
事業所数	439	473	513	573	634	719
平均1人当り	3.71	3.90	3.95	3.92	3.96	3.97

「4つの基本的視点」と「3つの支援のかたち」

社会保障審議会(生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会)

4つの基本的視点

○自立と尊厳

すべての生活困窮者の社会的経済的な自立を実現するための支援は、生活困窮者一人一人の尊厳と主体性を重んじたものでなければならぬ。人々の内面からわき起こる意欲や幸福追求に向けた想いは、生活支援が依拠するべき最大のよりどころであり、こうした意欲や想いに寄り添ってこそ効果的な支援がすすめられる。

○子ども・若者の未来

生活困窮の結果、子どもたちが深く傷つき、若者たちが自らの努力では如何ともしがたい壁の前で人生をあきらめることがあつてはならない。それはこの国の未来を開く力を大きく損なうことになる。生活支援体系は、次世代が可能ながきり公平な条件で人生のスタートを切ることができるように、その条件形成を目指す。

○つながりの再構築

生活困窮者が孤立化し自分に価値を見出せないでいる限り、主体的な参加へ向かうことは難しい。一人一人が社会とのつながりを強め周囲から承認されているという実感を得ることができれば、自立に向けて足を踏み出すための条件である。新たな生活支援体系は、地域社会の住民をはじめとする様々な人々と資源を束ね、孤立している人々が地域社会の一員として尊ばれ、多様なつながりを再生・創造できることを目指す。そのつながりこそ人々の主体的な参加を可能にし、その基盤となる。

○信頼による支え合い

新しい生活支援の体系は、自立を支え合う仕組みであり、社会の協力で自助を可能にする制度である。したがってここでは、まず制度に対する国民の信頼が不可欠となる。制度に対する国民の信頼を強めるため、生活保護制度についての情報を広く提供し理解を広げつつ、信頼を損なうような制度運用の実態があればこれを是正していく必要がある。

3つの支援のかたち

○包括的・個別的な支援

尊厳ある自立に向けた支援は、心身の不調、知識や技能の欠落、家族の問題、家計の破綻、将来展望の喪失など、多様な問題群に包括的に対処するべきものである。いわゆる縦割り行政を超えて、地域において多様なサービスが連携し、できる限り一括して提供される条件が必要である。他方において、自立を困難にしている要因群は、その人ごとに異なる状況で複合している。生活困窮者それぞれの事情や想いに寄り添いつつ、問題の打開を図る個別的な支援をおこなうべきである。

○早期的・継続的な支援

職を失うなどして生活困窮に陥り、社会とのつながりを弱めた時、できるだけ早期に対処することが支援の効果を高める。生活困窮者が、引きこもりなどで地域社会から見えにくくなったり、窓口相談にやってくる気力を失っていたりすることもふまえて、訪問型も含めた早期対応が図られることが大切である。

○分権的・創造的な支援

個々人の事情と段階に応じ、想いに寄り添った支援は、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPOや社会貢献の観点から事業を実施する民間企業などのいわゆる社会的企業、民生委員・児童委員その他様々なインフォーマルな支援組織など、民間の柔軟で多様な取組が活かされ、国や自治体がこれをつかり支えることで可能になる。すでに地域ごとに多様な民間団体が活動を展開しており、その達成は新たな生活支援体系においても継承されていくべきである。

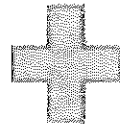
伴走型支援と地域住民の気にかける関係性によるセーフティネットの構築

伴走型支援

○一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワメント)、自律的な生を支える支援

(※) 自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること

○「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。



地域住民の気にかける関係性

○一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。

○地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気にかける関係性が生じ広がっている事例が見られる。

セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - 一 地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中で
の支え合いや緩やかな見守りが生まれる
 - 一 専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが
回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を行う観点
と、専門職等の伴走によりコミュニティにすぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

こども家庭庁設置法第3条

こども家庭庁は、

心身の発達の過程にある者（以下「こども」という。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、

子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、

こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、

こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うこと

を任務とする。